

議員提出議案第15号

八王子市議会会議規則の一部を改正する規則設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年(2025年)3月27日

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 八王子市議会議員 | 西室真希 |
| 賛成者 | 八王子市議会議員 | 古里幸太郎 |
| | 同 | 九鬼ともみ |
| | 同 | 立川寛之 |
| | 同 | 金子亜希子 |
| | 同 | 小林秀司 |
| | 同 | 市川克宏 |
| | 同 | 吉本孝良 |
| | 同 | 久保井博美 |
| | 同 | 五間浩 |
| | 同 | 小林裕恵 |
| | 同 | 石井宏和 |

八王子市議会議長

鈴木玲央 殿

八王子市市議会会議規則の一部を改正する規則

八王子市議会会議規則（昭和43年八王子市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第6章 懲罰（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 <u>（協議又は調整を行うための場）</u></p> <p>第165条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第8章 議員の派遣</p> <p>（議員の派遣）</p> <p>第166条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にあるときは、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>第9章 補則</p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第167条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。</p> | <p>第6章 懲罰（略）</p> <p>第7章 議員の派遣</p> <p>（議員の派遣）</p> <p>第165条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にあるときは、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>第8章 補則</p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第166条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。</p> |

附 則 (略)

別表 (第165条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|------------------|---|----------------------|--------------|
| <u>議会機能向上協議会</u> | <u>新たな課題に迅速に対応するため、議会運営の在り方について、協議又は調整を行う</u> | <u>各会派等から選出された議員</u> | <u>協議委員長</u> |
| <u>広報広聴協議会</u> | <u>開かれた議会に向けた広報広聴の在り方について、協議又は調整を行う</u> | <u>各会派等から選出された議員</u> | <u>協議委員長</u> |

附 則 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本市議会では、これまで八王子市議会基本条例（以下「条例」という。）に基づき、市民に開かれた透明性の高い議会運営を目指した議会改革の取組を実施し、2年ごとに検証を重ねてきた。

コロナ禍を経て、議会を取り巻く社会情勢も大きく変化する中で、令和6年度は条例施行から10年目を迎え、積み残してきた課題についての一定の整理が必要であるとして、「今後の議会改革を推進するための会議体」についての検討を実施した。

その結果、議会が直面する様々な課題に対し、柔軟性とスピード感をもった対応が継続的に可能となる新たな会議体として、「地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整を行うための場」として、目的別に「議会機能向上協議会」及び「広報広聴協議会」を設置しようとするものである。

さらなる議会の運営機能及び広報広聴機能の向上を目指し、常設する新たな会議体に関する規定を整備する、八王子市議会会議規則の一部改正を提案する。